

## 資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 労働安全衛生 | 労働安全衛生法を基礎に労働災害の撲滅を

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

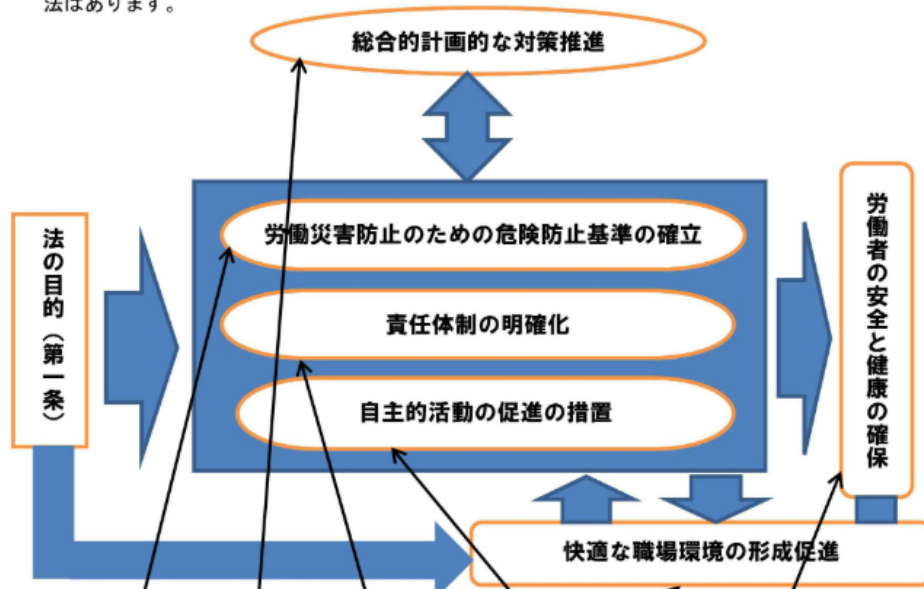
教育カリキュラム

▶ キーワード検索はこちら

### 労働安全衛生法を基礎に労働災害の撲滅を

#### 労働安全衛生法を基礎に労働災害の撲滅を ①

労働そのものに、そして労働に関係する設備などの環境や、労働者の行動に内在する「危険原因・要因」を除去し、労働者の災害防止を図る「最低の基準」として、労働安全衛生法はあります。



（第一条） この法律は、労働基準法（昭和22年法律第49号）と相まって、労働災害の防止のための危険防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

このように法は、目的を二点定め、その実効を担保するために三点の措置と総合的な対策推進を国に求めています。

#### 労働安全衛生法の特徴

1. 労働者の権利を規定化・・・「知る」「参加する」「退避する」
2. 三つの特長・・・①義務規定。②努力（自主的）規定。③免許規定。
3. 責任の明確化・・・事業主責任。両罰規定（労働者も守る義務あり）。
4. 法の性格・・・事後対策型規定。
5. 災害防止効力の向上・・・教育訓練の必要性。
6. 経営との位置づけ・・・経営外(外在)要素からくる安全衛生管理体制の法規定。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[🔍 サイトマップ](#) [🔍 このサイトについて](#) [🔍 個人情報保護の取組みについて](#)

[🔍 ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.